

2022年1月19日

ディスクロージャーワーキング・グループ第5回の議事についての意見

永沢裕美子

1. 重要な契約に関して、一方では開示され、もう一方では開示されないという状況は、特に親子上場のような場合は、開示されないこと(その姿勢)だけでも投資家からの評価が下がることになると思います。
また、そういう状況を避けるために両者が開示をしないというようなことは論外です。両方が揃って開示が行われるべきと考えます。
2. 開示の基準、重要性の判断基準が重要・必要であり、また難しい課題と思います。専門家によるチームを設置して、そこで判断基準案を作成いただき、その案をワーキンググループにご提示をいただくのが望ましいと考えます。
3. 開示すべき情報については、特に次の2つが重要と考えています。
 - ①現時点では現れていないが、将来的には大きな支出となる可能性がある事項(リスクに関する事項)。投資はリスク管理が全てと言っても過言ではありません。将来に関わるネガティブ情報は、投資判断においてもっとも重要な情報と考えます。
 - ②会社の支配に関する事項。例えば、取締役の選任について介入する権利が付与されているような場合は、開示をしていただくことが必要です。経営(の監督)を負託するわけですから、「どこからそのひとが送り込まれるか」は、個人投資家の投資判断においても重要な情報です。むしろ、個人投資家の方が、財務の数字よりも、経営者(人)を見て投資判断をすることが多いのではないのでしょうか、経営者(人)に関する情報は重要性が高いと考えます。

一方、説明資料の中に紹介されていた事例の中には、アナリストがヒアリングして集めるべき(集めて発信した方が望ましい)情報もあるように思いました。アナリストの役割、活躍の場があつてこそ、投資の楽しさもあるように思います。
4. 最後に、私は、株式に譲渡制限を設ける契約が交わされているのであれば、それは、他の投資家に開示されるべきだろうとも思います。一方、経営者の経営判断を縛るような開示を求めることにならないよう、上記2で記載した専門家チーム等において、海外の状況も踏まえつつ開示の基準を検討していくことが望ましいと考えます。

以上